厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

医療機関・薬局の窓口に訪れる患者に対する資格確認方法等に関するセミナー

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

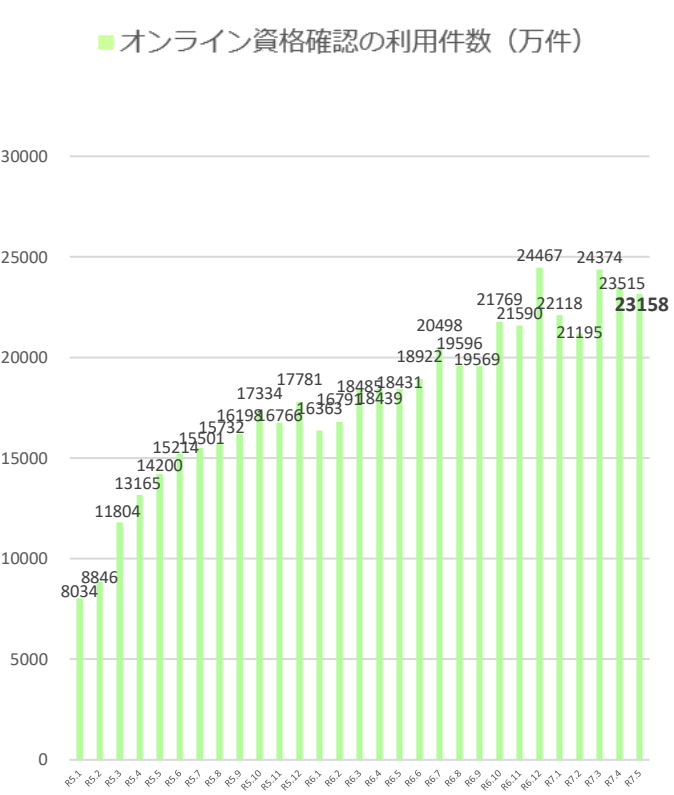

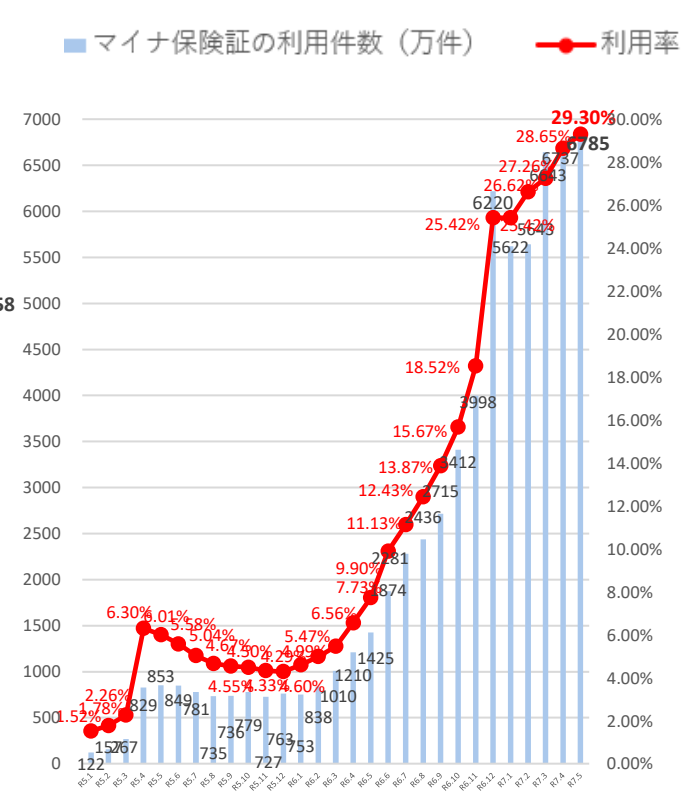

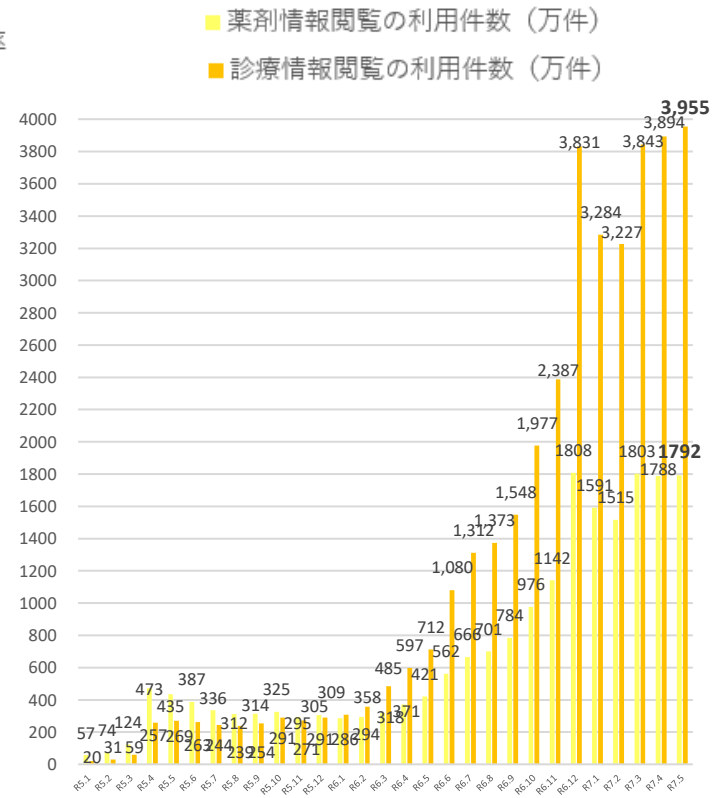

【５月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	17,389,262	8,428,139	8,961,123
医科診療所	97,532,332	26,804,226	70,728,106
歯科診療所	19,081,861	8,132,566	10,949,295
薬局	97,573,866	24,488,093	73,085,773
総計	**231,577,321**	**67,853,024**	**163,724,297**

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	2,471,406	1,021,529	4,228,686
医科診療所	7,737,708	8,466,267	20,309,726
歯科診療所	2,176,112	1,726,083	2,147,371
薬局	7,698,061	6,702,890	12,860,158
総計	**20,083,287**	**17,916,769**	**39,545,941**

本セミナーのアジェンダ

1. 医療機関・薬局での受付方法について

・医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法

・令和7年8月1日以降の後期高齢者医療制度の加入者に対する資格確認方法に関するご案内

2. マイナ保険証で受付が出来ない場合の対応

・マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法

・顔認証付きカードリーダーの故障時等における居宅同意取得型の活用について

・マイナ保険証で受付が出来ない場合のレセプト請求方法

3. オンライン資格確認をより便利にご利用いただくために

・目視確認モードの利便性向上、医療機関等からの声

・医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化

・マイナンバーカードのスマホ搭載スケジュール

4. その他のご案内

・訪問診療等、オンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入義務化について

5. マイナ保険証利用促進のための周知物一覧

1. 医療機関・薬局での受付方法について

- 医療機関等の窓口での患者の資格確認方法
- 令和７年８月１日以降の後期高齢者医療制度の加入者に対する資格確認方法

医療機関等の窓口での患者の資格確認方法

昨年末より従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行しております。
本年12月1日までは、経過措置期間であり、最長1年は従来の健康保険証をご利用いただけます。従来の健康保険証の有効期限が満了した方等は、マイナ保険証または資格確認書で資格確認を行っていただくこととなります。

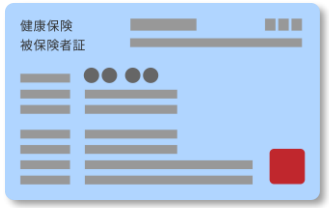

従来の健康保険証

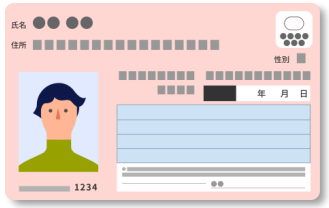

マイナ保険証

資格確認書

2024年12月2日
マイナ保険証を基本とした仕組みへ移行

2025年12月1日
従来の健康保険証の有効期限満了

有効期限内は利用可能
（国保は有効期限まで、後期は７月31日まで）

利用不可

利用可能

順次交付※

※交付対象者等の詳細は、次ページをご覧ください。

資格確認書の様式等について

様式例

（表　面）

○○都道府県　　有効期限　年　月　日
国民健康保険　　発効期日　年　月　日
資格確認書

記　号　　番　号　　（枝番）
氏　名　　性　別
生　年　月　日　　年　月　日　　負担割合　割
適用開始年月日　　年　月　日
交付年月日　　年　月　日
世帯主氏名
住　所
保険者番号
交付者名　　印

（裏　面）

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓（じん）・膵臓（すい）・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日
本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

交付対象者

下記の対象者に対して、従来の健康保険証の期限が切れるまでに、**申請によらず**職権交付される。

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- 後期高齢者医療制度にご加入されている方や、新たに加入される方
  （令和８年７月末までの暫定措置）

下記の方は、**申請により**交付される。

- **マイナンバーカードでの受診等が困難で配慮が必要な方**
  （ご高齢の方、障害をお持ちの方などで、更新時の申請は不要）
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方

※従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能

券面事項

氏名・生年月日・性別・被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所　など

有効期限

5年以内で、保険者が設定することとなっております。

令和７年８月１日以降の後期高齢者医療制度の加入者に対する資格確認方法

令和７年７月31日をもって後期高齢者医療制度への加入者は、従来の健康保険証の有効期限が満了となります。
令和７年８月１日以降は、マイナ保険証か資格確認書で資格確認を行っていただくことになります。

後期高齢者医療制度の加入者

【マイナ保険証あり】

令和６年12月２日～令和７年７月31日まで※

資格情報に変更がない方

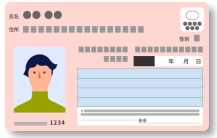

マイナ保険証

又は

健康保険証

資格情報に変更がある方（75歳到達、転居 等）

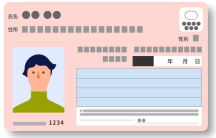

マイナ保険証

又は

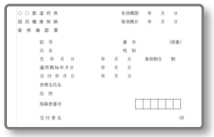

資格確認書（職権交付）

令和７年８月～令和８年７月31日

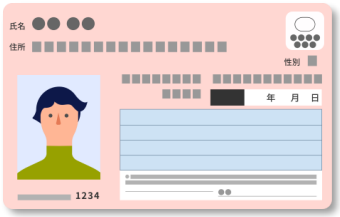

マイナ保険証

又は

資格確認書（職権交付）

【マイナ保険証なし】

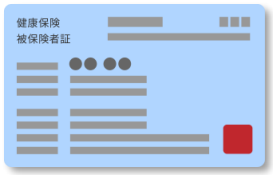

健康保険証

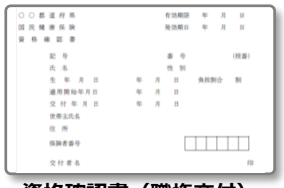

資格確認書（職権交付）

資格確認書（職権交付）

※発行済みの被保険者証及び資格確認書については、
全て７月末時点で有効期限が満了となる

資格確認方法に関する周知物

4月に受付方法に関するポスターを各医療機関・薬局に送付しています。また、メール等でもご案内をしております。

受付方法に関するポスター

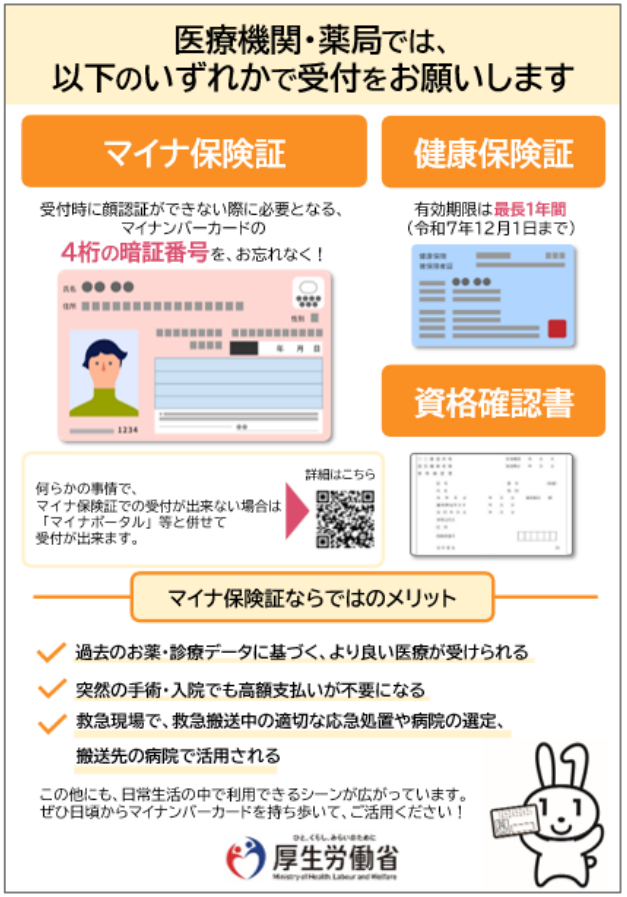

患者向けリーフレット
詳細版：医療機関・薬局の受付での資格確認方法

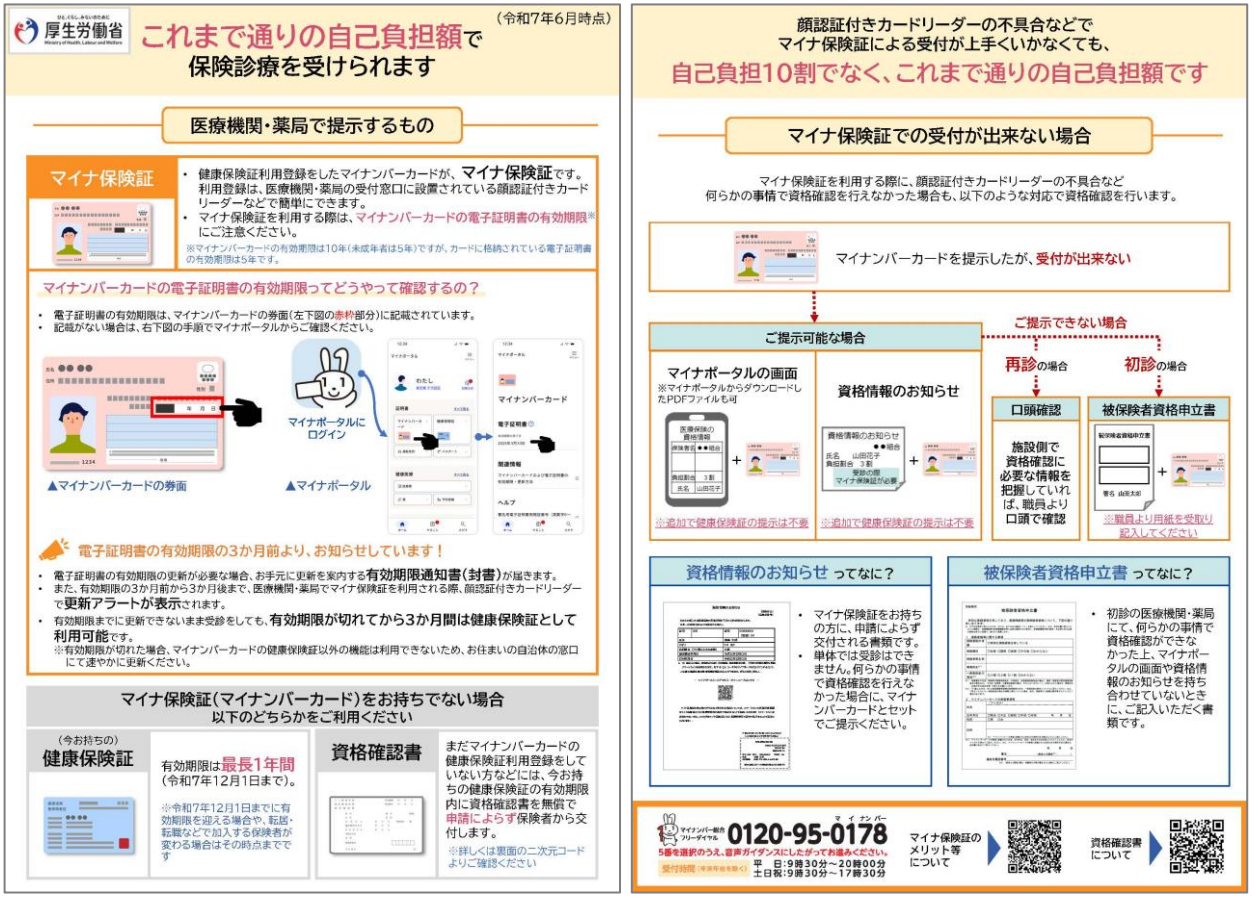

2. マイナ保険証で受付が出来ない場合の対応

- マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法
- 顔認証付きカードリーダーの故障時等における居宅同意取得型の活用について
- マイナ保険証で受付が出来ない場合のレセプト請求方法

マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法

マイナ保険証を利用する際に、「停電」、「患者が携行しているマイナンバーカードのICチップの破損」、その他以下に示す事例の場合など**何らかの事情で資格確認を行えなかった場合**は、下記のような方法で資格確認を行ってください。

マイナ保険証で受付が出来ない例

機器トラブル等

ネットワークエラー、顔認証付きカードリーダーが起動しない・顔認証ができない等の理由で資格確認ができない

資格無効等の結果が返ってくる

転職や転居等により資格変更があり、「資格無効」や「資格情報なし」と結果が返ってくる

電子証明書の有効期限切れ

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から3ヶ月を過ぎており資格確認できない

※詳細はP18~20を参照

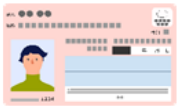

上記等の理由で、マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ない場合、**
以下①~④の方法で資格確認を行ってください。

①また②で資格確認が行えない場合

1 マイナポータルの画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

※追加で健康保険証の提示は不要

2 資格情報のお知らせ

※追加で健康保険証の提示は不要

再診の場合

3 口頭確認

施設側で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員より口頭で確認

初診の場合

4 被保険者資格申立書

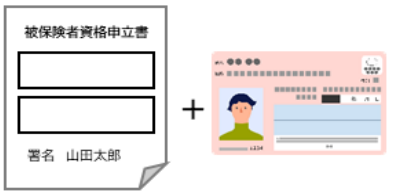

※職員より用紙を患者に渡して記入を依頼してください

マイナンバーカードに関する有効期限について

- マイナンバーカードには、
①**カード本体にも**有効期限があり、発行日から**10回目の誕生日**（未成年者は5回目）まで
②**カードに搭載された電子証明書**の有効期限は、**５年目の誕生日**まで
の2種類が設定されています。

電子証明書の有効期限の確認方法

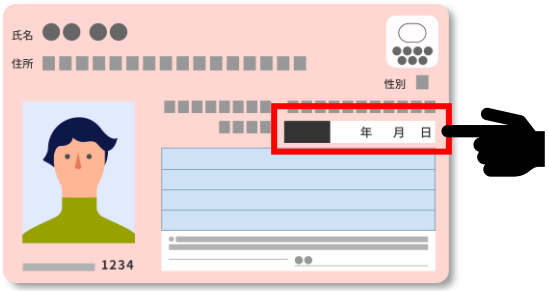

▲マイナンバーカードの券面
※手書きで記載されていない場合もあります

▲マイナポータル

- マイナ保険証の利用に当たっては、マイナンバーカードの電子証明書を用いて本人認証を行っていますが、正確かつ電子的な資格確認だけでなく、よりよい医療の提供のためには、電子証明書を期限内に適切に更新していただく必要があります。
※電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証としてだけでなく、マイナポータルを通じた電子申請や、コンビニ交付等の各種機能も利用ができなくなります。

- なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、医療保険の資格の付与とは別に定められているものであり、**電子証明書の有効期限切れとともに、医療保険の資格自体が喪失するものではありません。**

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際における、顔認証付きカードリーダーでの表示画面について

医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーでも、以下のように電子証明書の有効期限のアラートが表示されます。アラートが表示された患者は、お住まいの市区町村窓口等での更新が必要となります。

有効期限	3カ月前	期限切れ翌日	3カ月後※1
	マイナ保険証 使える	マイナ保険証 使える	マイナ保険証 使えない
顔認証付きカードリーダーの画面	有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。 証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。 次に進む	有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。 電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。 お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。 次に進む	3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。※2 電子証明書が失効しています。 マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。 証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。※3

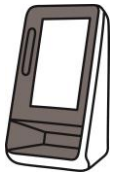

ただし、**保険資格情報の提供のみ**で、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかな**再発行手続き**が必要となります。

※1　有効期限満了日が属する月の末日から３カ月間後

※2　P9の資格確認方法で資格確認を行ってください。

※3　カード本体の更新が必要な場合には、事前に市区町村にお問い合わせ下さい。

マイナンバーカードの電子証明書に関するリーフレットのご紹介

厚生労働省のWebサイトでもマイナンバーカードの電子証明書に関するリーフレットを公開しております。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限に関するリーフレット

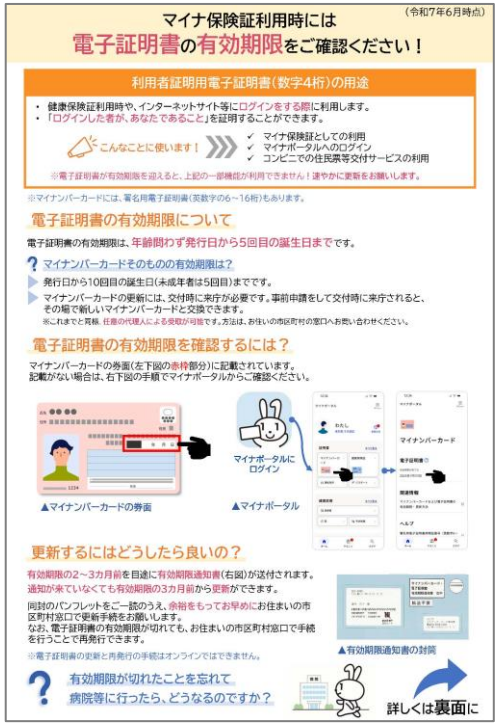

マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きに関するリーフレット

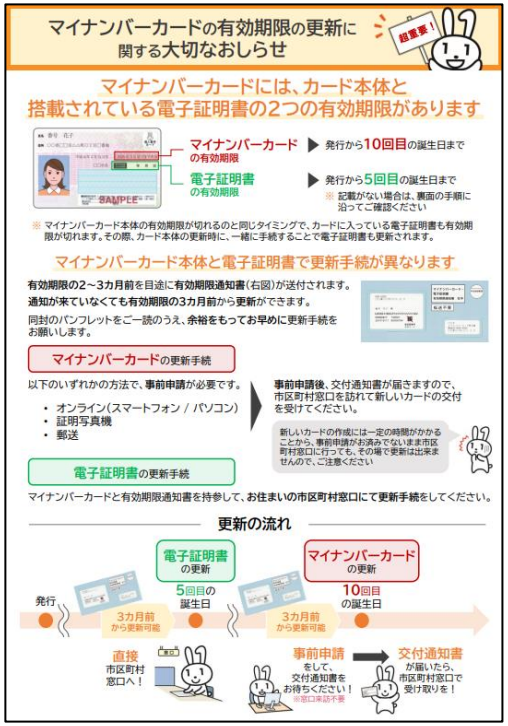

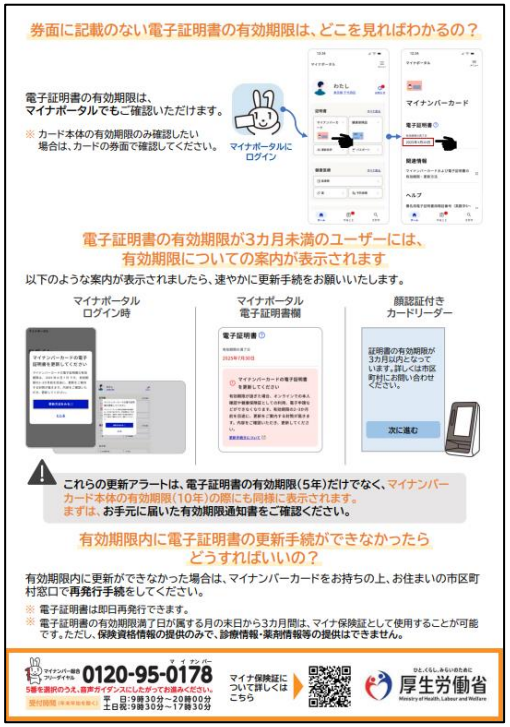

マイナ保険証で受付が出来ない場合のレセプト請求方法

P9に記載の①～④の方法で、資格確認を行っていただいた場合、以下の方法でレセプト請求を行っていただくことが可能です。
過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のままで請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

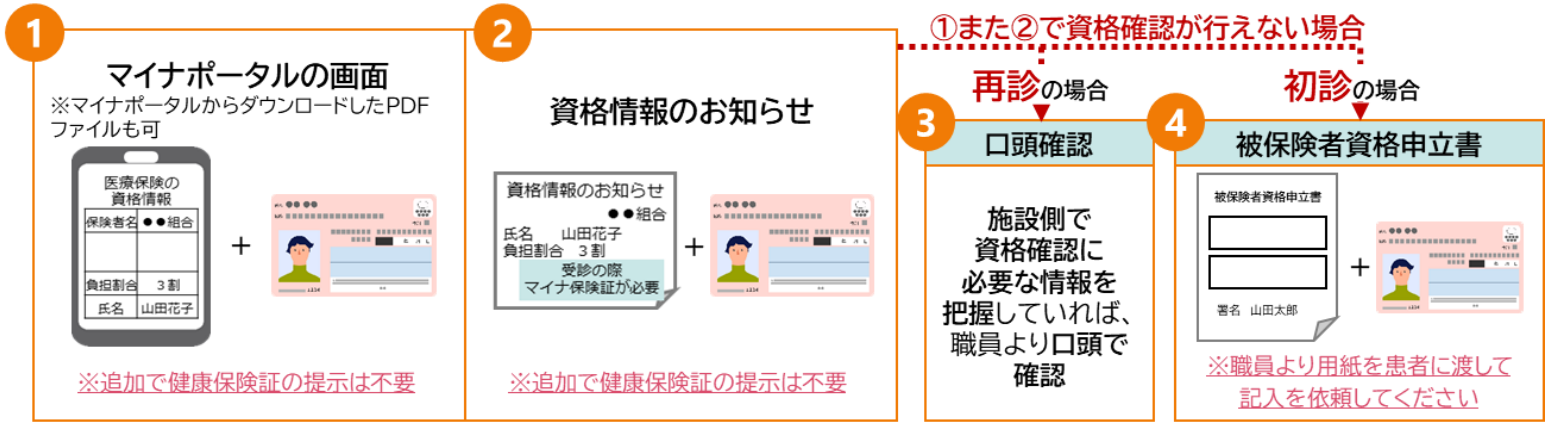

レセプト請求方法

● **上記①、②で資格確認ができた場合**
①、②で確認した被保険者番号等を入力して、レセプト請求を行ってください。

● **上記③、④で資格確認を行った場合**
以下のA→B→Cの順に可能な方法を選択して、レセプト請求をしてください。
A) 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
B) オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する（資格無効の場合には、喪失した「旧資格情報」で請求してください）
C) 被保険者資格申立書に記載された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は、不詳として「７」を必要な桁数分入力する（資格情報なしの場合には、「不詳レセプト」として請求してください）

※ 「不詳レセプト」はCの場合のみに請求できる方法です。

資格確認方法及びレセプト請求方法に関する特設ページの案内

医療機関等向け総合ポータルサイトに、マイナ保険証で受付が出来できない場合の資格確認方法やレセプト請求方法をめとめた特設ページを設けております。
ご不明点があれば、まずは以下サイトをご覧ください。

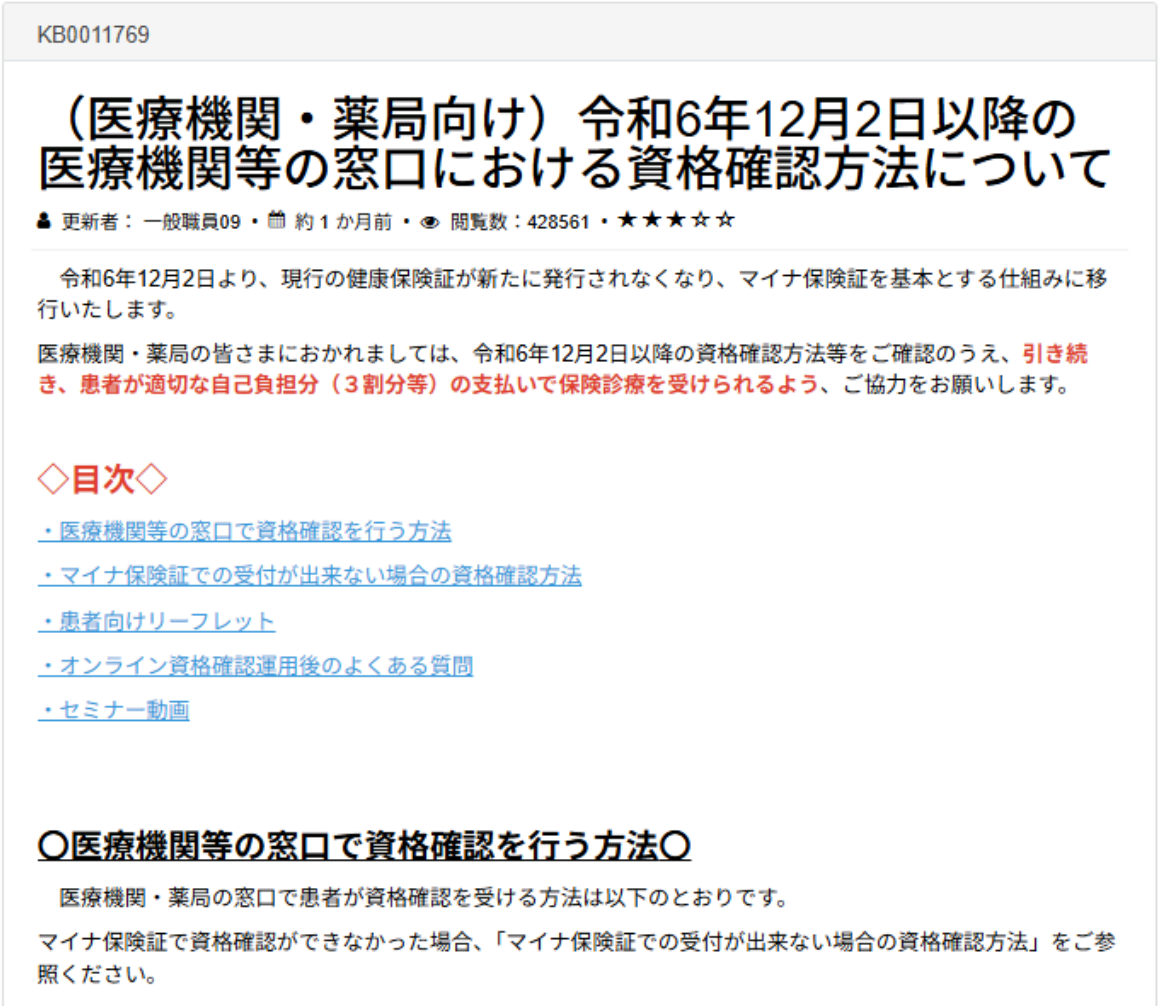

KB0011769

（医療機関・薬局向け）令和6年12月2日以降の医療機関等の窓口における資格確認方法について

更新者： 一般職員09 ・ 約 1 か月前 ・ 閲覧数：428561 ・ ★★★☆☆

令和6年12月2日より、現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

医療機関・薬局の皆さまにおかれましては、令和6年12月2日以降の資格確認方法等をご確認のうえ、**引き続き、患者が適切な自己負担分（３割分等）の支払いで保険診療を受けられるよう**、ご協力をお願いします。

◇目次◇

- 医療機関等の窓口で資格確認を行う方法
- マイナ保険証での受付が出来ない場合の資格確認方法
- 患者向けリーフレット
- オンライン資格確認運用後のよくある質問
- セミナー動画

○医療機関等の窓口で資格確認を行う方法○

医療機関・薬局の窓口で患者が資格確認を受ける方法は以下のとおりです。

マイナ保険証で資格確認ができなかった場合、「マイナ保険証での受付が出来ない場合の資格確認方法」をご参照ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769

二次元コード▼

URL▼
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&table=kb_knowledge&sys_id=aedeb7a92b9252d08cdcfca16e91bf9f&view=sp

顔認証付きカードリーダーの故障時等における居宅同意取得型の活用について

訪問診療等や通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合、患者のマイナンバーカードをモバイル端末等で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用しています。
令和7年4月より、医療機関等の窓口において、顔認証付きカードリーダーの故障や患者が顔認証付きカードリーダーの操作ができない等の理由により、**資格確認ができない場合についても居宅同意取得型を利用してオンライン資格確認を行うことが可能です**。

主な利用用途として、
- 顔認証付きカードリーダーの故障時
- 車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合　など

を想定。

顔認証付きカードリーダーの故障時等

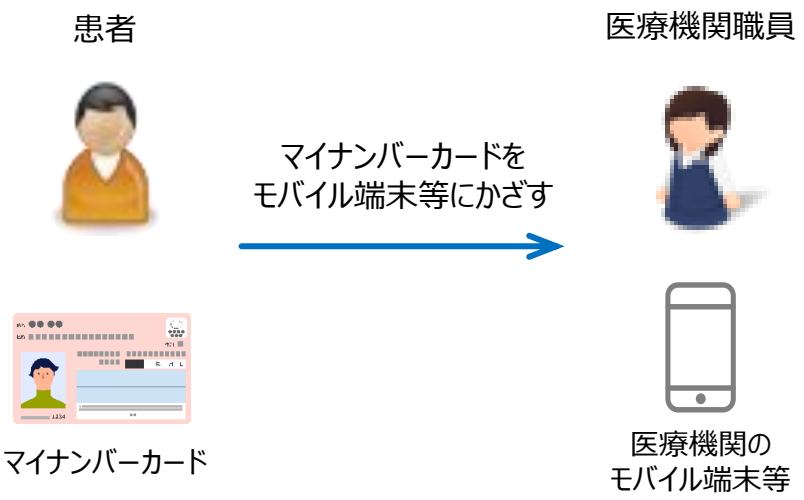

※外来診療等（通常とは異なる動線）と同様の機能を利用する。
※資格情報のレセコン等へのデータの取り込みは、医療機関等側で操作する。
※診療/薬剤情報等の照会可能期間は、診療日の翌日までとする。

(1) まず薬剤情報等の提供に関する同意の有無を取得し、
(2) 4桁の暗証番号の入力のみならず、**目視確認**による本人確認を行った上で、マイナンバーカードを読み取る。

- 外来診療等（通常とは異なる動線）において、目視確認による本人確認を可能とする仕組みを実装（令和7年4月）。
- 顔認証付きカードリーダーの故障時等においても同様の機能を用いてオンライン資格確認を実施可能。

エラー・不具合解消に向けた特設ページの案内

医療機関等向け総合ポータルサイトに、「エラー・不具合解消に向けた特設ページ」を設けております。
エラー・不具合等が発生した場合、以下サイトをご覧ください。

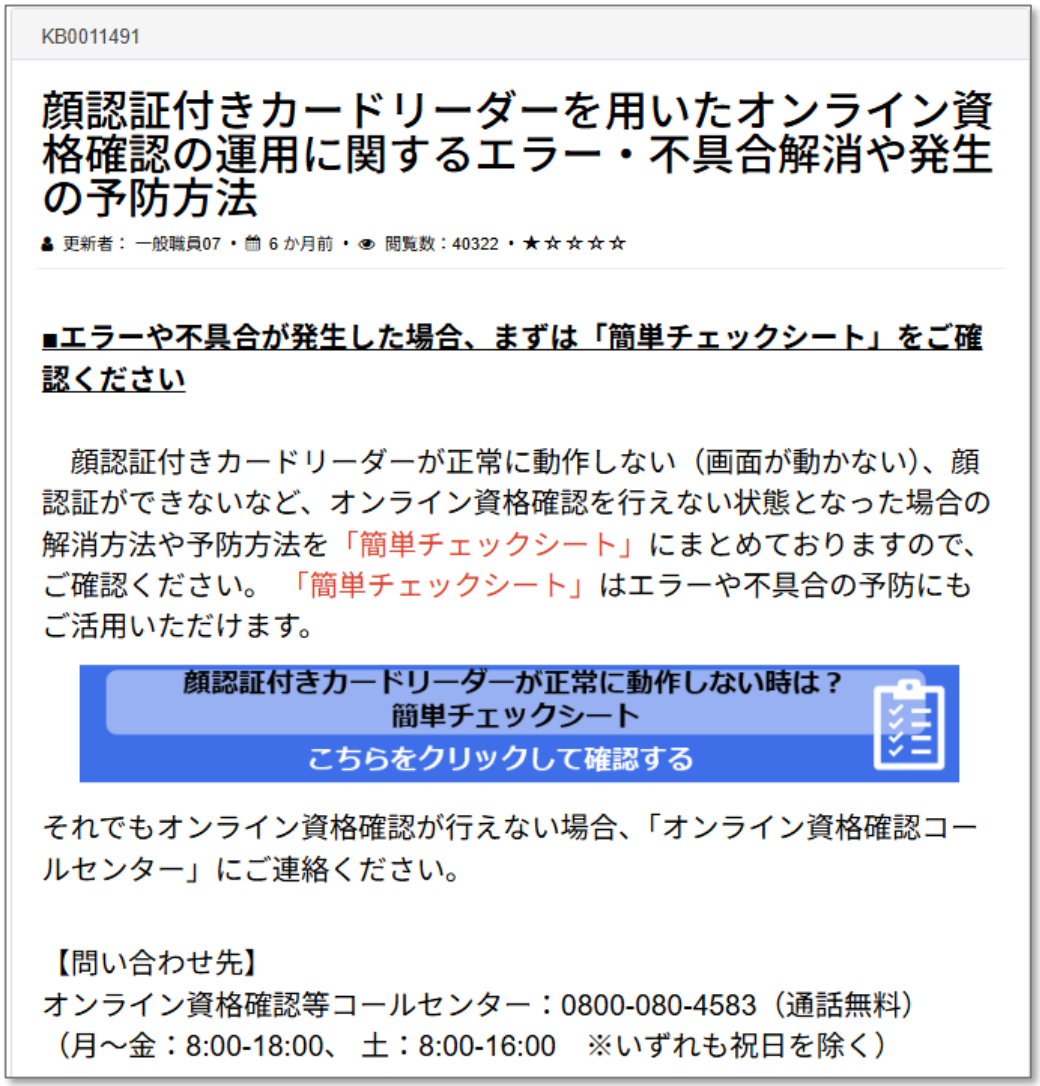

KB0011491

顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認の運用に関するエラー・不具合解消や発生の予防方法

更新者：一般職員07 ・ 6 か月前 ・ 閲覧数：40322 ・ ★☆☆☆☆

■エラーや不具合が発生した場合、まずは「簡単チェックシート」をご確認ください

顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない（画面が動かない）、顔認証ができないなど、オンライン資格確認を行えない状態となった場合の解消方法や予防方法を「簡単チェックシート」にまとめておりますので、ご確認ください。「簡単チェックシート」はエラーや不具合の予防にもご活用いただけます。

顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない時は？
簡単チェックシート
こちらをクリックして確認する

それでもオンライン資格確認が行えない場合、「オンライン資格確認コールセンター」にご連絡ください。

【問い合わせ先】
オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
（月～金：8:00-18:00、 土：8:00-16:00　※いずれも祝日を除く）

二次元コード▼

URL▼
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&table=kb_knowledge&sys_id=aedeb7a92b9252d08cdcfca16e91bf9f&view=sp

3. オンライン資格確認をより便利にご利用いただくために

- 目視確認モードの利便性向上、医療機関等からの声
- 医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化
- マイナンバーカードのスマホ搭載スケジュール

改修された目視確認モードについて

従来の目視確認モード

施設職員が、顔認証付きカードリーダーと資格確認端末を何往復かする必要があり、運用が煩雑であった

改修後の目視確認モード

事前にパスコードを設定すれば、**顔認証付きカードリーダーの操作のみ**で目視確認モードへの切替ができるように！

目視モードの操作手順

職員用パスコードを表示させるには、目視用パスコードの発行が必要です。詳細はP19をご覧ください。

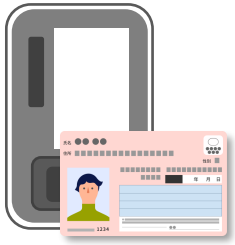

・**顔認証失敗**
・**暗証番号入力不可**
・**その他患者が操作困難な場合**

「職員用ボタン」を押下

目視確認を行う

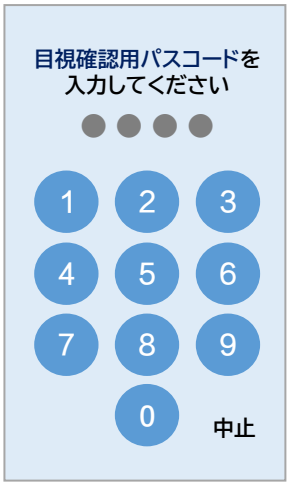

事前に発行された目視確認用パスコードを入力

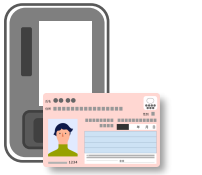

マイナンバーカード挿入

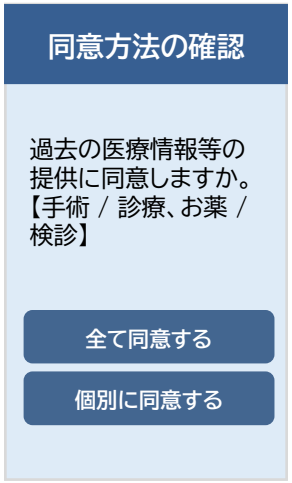

同意等を操作いただき完了

目視確認用パスコードの設定

改修後の目視確認モードご利用にあたっては、目視確認用パスコードの発行が必要となります。以下のリーフレットを参考に発行をお願いいたします。

医療機関・薬局のみなさまへ

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードが改善されました

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方に対してご利用いただく、目視確認モードについて、これまでは立ち上げる際に資格確認端末から操作が必要でしたが、顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用できるように改善されました。

目視確認モードの使用場面

以下のような場合に、医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視確認モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

目視確認モード使用時の流れ

目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムのアカウントごとにパスコードの発行が必要になります。裏面の手順で設定してください。

1. 顔認証付きカードリーダーの画面で《職員用ボタン》を選択してください。
2. 事前に発行された目視確認用パスコードを入力してください。
3. 職員が顔写真を目視で確認して本人確認を行い患者にマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことをご案内ください。

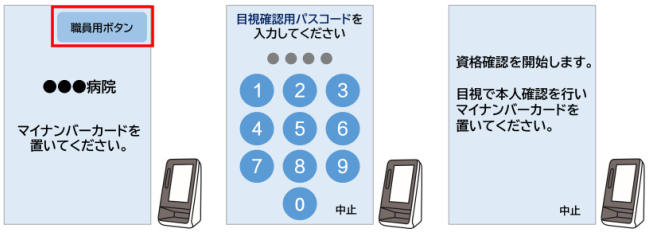

❸以降は通常どおりの同意画面に遷移します

目視確認用パスコードの発行方法

1. オンライン資格確認等システムにログインします。「メニュー」の《アカウント情報管理》から《目視確認用パスコード発行》をクリックします。
2. 「目視確認用パスコード発行」が表示されますので、《発行》をクリックします。

※パスコードは自動で発行されます。任意のパスコードの設定はできません。

3. 確認メッセージが表示されますので、《OK》をクリックします。
4. パスコード(4桁)が表示されますので、ご確認ください。確認後、《OK》をクリックします。
※《OK》をクリックすると、パスコードを再表示できませんので、ご注意ください。

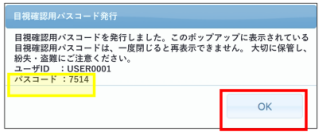

よくある質問

Q. 目視確認用パスコードは、施設あたり1つの発行で良いですか？

A. オンライン資格確認等システムのアカウントごとに4桁の目視確認用パスコードを発行する必要があります。
レセコンの改修を行えば、レセコンからも目視確認用パスコードの発行が可能になります。

Q. 目視確認用パスコードには、有効期限はありますか？

A. 有効期限はありません。

Q. 目視確認用パスコードを忘れてしまいました。どこかで確認できますか？

A. 発行済パスコードの照会機能はありません。忘れた場合は、新しいパスコードでの再発行が必要です。

厚生労働省 Webサイト（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

医療機関等向け総合ポータルサイト

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

二次元コード▼

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001473356.pdf

医療機関・薬局からのおすすめの声

今回の改修について、医療機関・薬局から以下のように使いやすいといったお声をいただいております。

病院の事例

目視確認モードは、主に救急外来の方に使っており、外来でも車椅子の方などの資格確認の際に利用している。**モードの切り替えがスムーズになったためとても助かっている。**
目視確認モードを使い、患者にマイナ保険証を使ってもらうことで、**過去の薬歴情報が見れるのでとても助かっている。**

医科診療所の事例

高齢の患者（80歳～90歳）が多く、認知症を患っている方もいる。そういった方は、顔認証や暗証番号での認証が難しく、**目視確認モードを使っている。使いやすくなり助かっている。**

歯科診療所の事例

当院は小児歯科のため、赤ちゃんの時にマイナンバーカードを作った方など、顔認証できないことがある。目視確認モードはもともと知っていたが、運用が難しく利用していなかったが、今回の改修で使い易くなったため、利用し始めている。
患者からも「早くなったね」、「楽になったね」という声をいただいている。

薬局の事例

顔認証などができない患者について、手間を考え今まで目視確認モードは利用しておらず、保険証を出してもらっていたが、**使い易くなったため目視確認モードを使ってマイナ保険証で資格確認を行うようになった。マイナ保険証を使ってもらうことで薬剤情報を閲覧できるようになった**のでとても助かっている。

マイナンバーカードと診察券の一体化に向けた対応

令和７年４月３日	資料1
第193回社会保障審議会 医療保険部会	

令和６年度に行っていた診察券とマイナンバーカードの一体化のための医療機関のシステム改修費用の補助について、令和７年度も継続して実施。

【マイナンバーカードと診察券の一体化のメリット】

- ✓ 患者はマイナンバーカード１枚で保険証・診察券の受付が可能に
- ✓ 医療機関の職員は診察券情報の手入力の負担軽減に

⇒ **窓口でのスムーズな受付が可能に！**

マイナンバーカードと診察券を一体化した医療機関（再来受付機の活用）

【マイナンバーカードと診察券が一体化した後の医療機関の運用】

○診察券番号を入力しなくても、患者がマイナンバーカードで受付をすることで、患者情報がレセコンに反映され、受付順で一覧化も可能。　※要レセコン改修（補助金の対象）

レセコン画面（受付処理画面）のイメージ（一例）

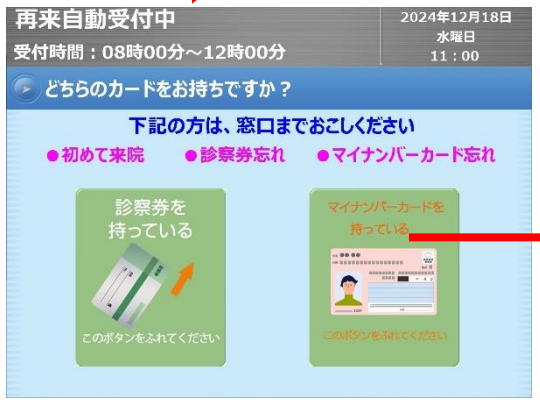

○（再来受付機の場合）受付まで移動することなく、再来受付機の操作とまとめて資格確認を行う導線が可能。

⇒いずれの場合も、診察券利用時と変わらずに受付ができる

マイナンバーカードと診察券の一体化等に向けた対応

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修をすると、補助金を受給することができます。　※「薬局」は医療費助成の受給者証の一体化のみ
支給条件等の詳細は、施設種別の補助金リーフレットをご参照ください。

診療所向け

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001488109.pdf

病院向け

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001488107.pdf

薬局向け

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001488110.pdf

診察券一体化にいち早く取り組まれた、タワーリバーク眼科（旧：大塚眼科クリニック）の事例紹介動画も、ぜひご覧ください。

二次元コード▶

URL▼
https://youtu.be/f-GVmYc2qZ0?si=hgWgTibQ_GeCDSA5

外来診療等におけるスマホ搭載対応について

iPhoneへの電子証明書の搭載後、Androidも含めて、スマホ搭載されたマイナ保険証の使用について一部の医療機関等（15施設）において実証事業を実施中です。
実証事業において窓口での動作確認やスマホ保険証を用いた資格確認時に生じうるエラー等の検証を行った後、9月頃を目途に、導入を希望する医療機関等より順次、スマホ保険証の利用を開始する想定です。

令和7年度の実施スケジュール（想定）

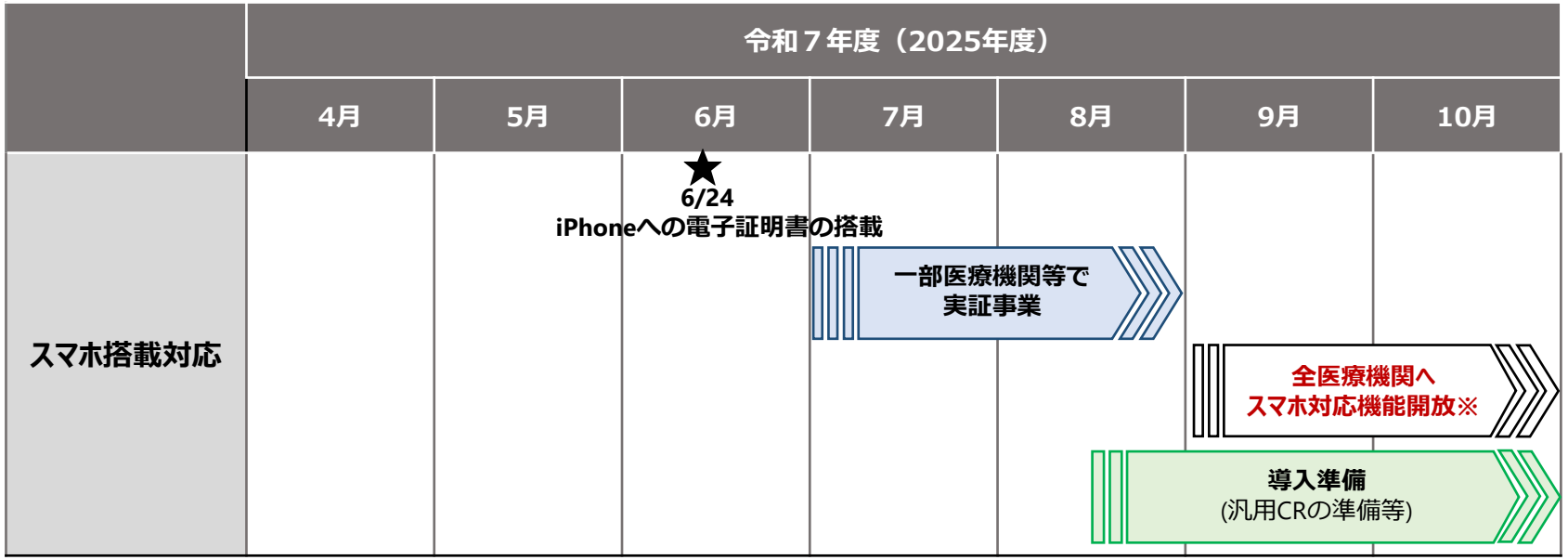

※環境が整った医療機関等から徐々に運用開始
（全医療機関に導入を義務付けるものではない）

実証事業の概要

先行してスマホ搭載対応の環境が整備された医療機関等において、患者がスマホ保険証を用いた場合の資格確認が問題なく実施されるか、以下の観点を念頭において確認する。

- 患者向け　　：スマホをかざす場所や画面操作方法に分かりづらい点がないか、マイナンバーカードと同じようにご利用いただけるか
- 医療機関等向け：導入のための機器設定や運用に分かりづらい点がないか、誤操作等に起因するエラーにより窓口が混乱することがないか　など

スマートフォンでの保険証利用について

スマートフォンでのマイナ保険証は、スマホ用電子証明書の搭載準備を行った上で、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで操作をした上で、汎用カードリーダーにかざして利用していただきます。

事前準備

○（iPhoneのみ）生体認証（FaceID・TouchID 等）の登録

※iPhone本体の生体認証（FaceIDまたはTouchID）が登録されていることが
スマホ用電子証明書の登録（発行）には必要です。

○ スマホ用電子証明書の利用申請

※申請にはマイナンバーカードと署名用電子証明書（原則15歳以上に発行）が必要です。

○ スマートフォンへの電子証明書の登録

※マイナ保険証の利用登録がお済みでない方は、あわせてマイナポータル上から登録可

操作手順

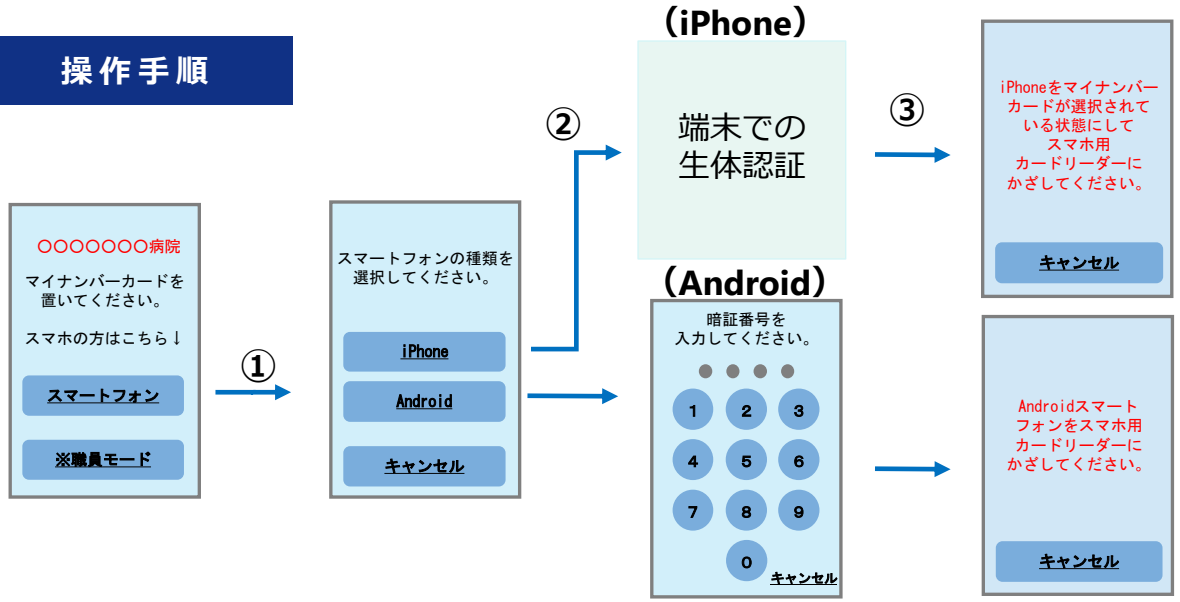

（参考）汎用カードリーダーの設置イメージ

【操作の流れ】

①顔認証付きカードリーダーでスマホ利用を選択

②該当する端末を選び、対応する本人認証を実施

③スマホを汎用CRにかざし電子証明書を読み取る

⇒マイナンバーカード利用時と同様に、顔認証付きカードリーダーで同意情報を入力

※初めて受診する医療機関等にはマイナンバーカードもあわせてお持ち下さい

マイナ保険証のスマートフォン搭載対応についてのリーフレットのご紹介

厚生労働省のWebサイトにマイナ保険証のスマートフォン搭載対応についてのリーフレットを公開しております。

マイナ保険証のスマートフォン搭載対応について

4. その他のご案内

- 訪問診療等、オンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入義務化について

訪問診療等、オンライン診療等における
オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入義務化について

訪問診療等やオンライン診療等に関しては、令和6年12月1日までの間、オンライン資格確認の義務化に関する経過措置が設けられておりましたが、それ以降は、患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じる必要がございます。訪問診療等やオンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の機能は、「オンライン資格確認等システム」の環境設定情報更新画面から設定を変更していただくことで利用可能となります。

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック

② 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更

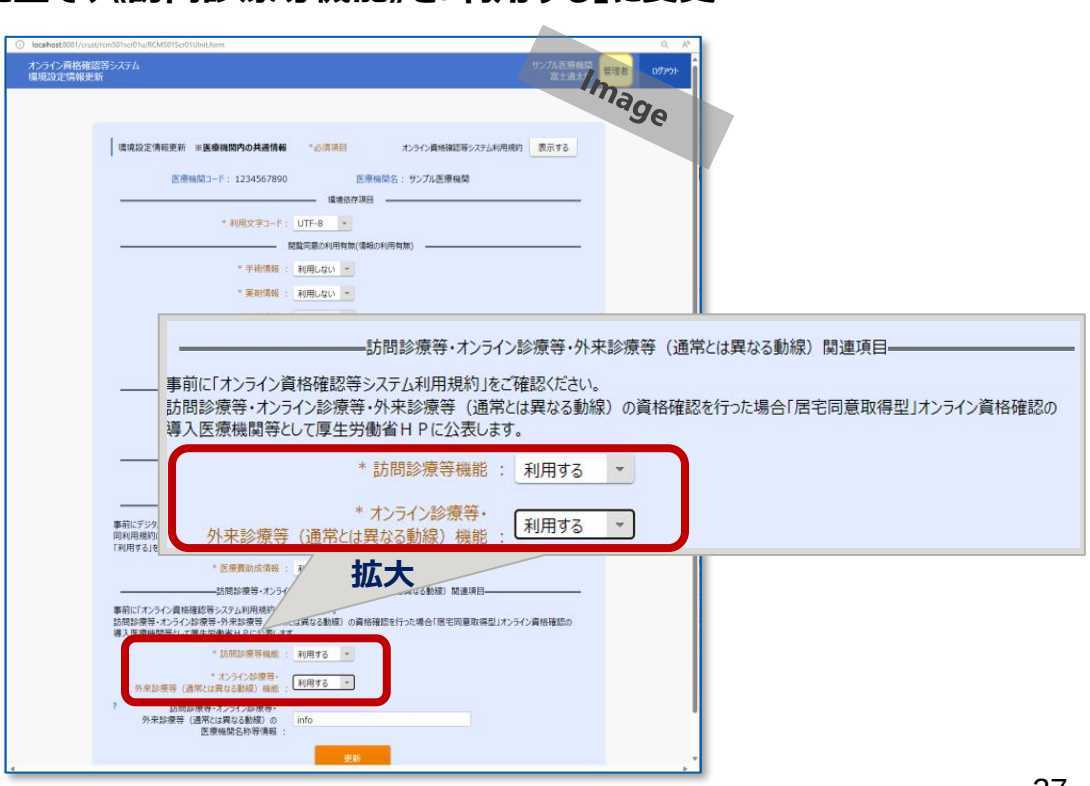

5. マイナ保険証利用促進のための周知物一覧

マイナ保険証利用促進のための周知広報物

厚生労働省のWebサイトにも、マイナ保険証利用促進にご活用いただける資材が多数ございます。マイナ保険証利用促進のための周知広報物（ポスター・チラシ・動画）をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

二次元コード▼

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

厚生労働省のWebサイト内、「オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）」からもご確認いただます。

国民の方向けの各種周知広報物についてまとめたページもございます

二次元コード▼

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57616.html

厚生労働省のWebサイト内、「マイナンバーカードの健康保険証利用について」からもご確認いただます。

URL▼
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

マイナ保険証利用促進のための周知広報物

厚生労働省のWebサイトより、マイナ保険証利用促進のための周知広報物（ポスター・チラシ・動画）をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

種類	概要	想定利用場所	ダウンロードURL・二次元コード	イメージ
ガイドブック	施設内の動線設計や患者へのお声がけ方法についてまとめたガイドブック（全10ページ）	施設職員向け 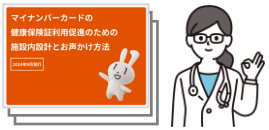	https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001301964.pdf	
ポスター	医療機関・薬局の入り口にてマイナ保険証での受付を促すためのポスター	施設入口等	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001301997.pdf	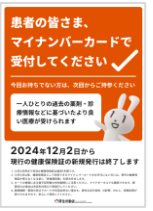
POP	顔認証付きカードリーダーの設置場所に掲示を措定したマイナ保険証受付を促すためのPOP（全10種類）	顔認証付き カードリーダー横等	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001272993.pdf	
リーフレット	次回持参の促進（両面1枚）と、安全性を説明（片面1枚）した患者向けのリーフレット	施設内掲示・患者への手渡し	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001302013.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001302015.pdf	

マイナ保険証利用促進のための周知広報物

厚生労働省のWebサイトより、マイナ保険証利用促進のための周知広報物（ポスター・チラシ・動画）をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

種類	概要	想定利用場所	ダウンロードURL・二次元コード	イメージ
よくある質問	患者から多く聞かれる質問に関する想定問答集	患者からの質問された際の返答	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001231560.pdf	
不具合時のチェックシート	顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない等の不具合が発生した際の、対応チェックリスト	顔認証付きカードリーダー不具合時	https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=472cee3fc3234a5035552f25990131c0	
電子証明書に関するリーフレット	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限についてのリーフレット（表裏1枚）	マイナ保険証利用者への配布	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459106.pdf	
受付方法に関するリーフレット	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限についての案内と、顔認証付きカードリーダー不具合時などのマイナ保険証が利用できない場合の資格確認方法についてのリーフレット（裏表1枚）	マイナ保険証利用者への配布	https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001332516.pdf	

マイナ保険証利用促進のための周知広報物

厚生労働省のWebサイトより、マイナ保険証利用促進のための周知広報物（ポスター・チラシ・動画）をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

種類	概要	想定利用場所	ダウンロードURL・二次元コード	イメージ
マイナ保険証・資格確認書についてのリーフレット	従来の健康保険証の新規発行停止、マイナ保険証、資格確認書についての概要を記載したリーフレット（高齢者向け、要配慮者向けのものもございます） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57616.html	従来の健康保険証利用者へ配布	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001484101.pdf	
高齢者向け保険証切替についてのリーフレット	高齢者向けに従来の健康保険証からの切替について記載したリーフレット	従来の健康保険証利用者（高齢者）へ配布	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001484171.pdf	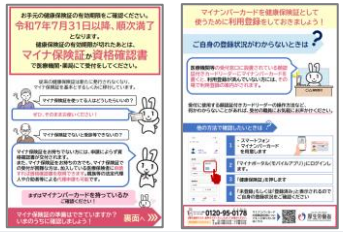
資格確認方法についてのポスター	国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者向けのマイナ保険証・資格確認書のポスター	国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者のうち、従来の健康保険証を利用の方へ配布	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001484185.pdf	
目視確認に関するリーフレット	顔認証や暗証番号による顔認証付きカードリーダーでの本人確認が難しい方向けのリーフレット	顔認証付きカードリーダーの本人確認が困難な方へ配布	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001473132.pdf	

マイナ保険証・資格確認書の周知広報

6月に新聞広告を掲載しました。チラシ等としてご利用いただけるよう縦型にした資料なども用意しております。
厚生労働省のWebサイトをご確認いただき、ぜひご活用ください。

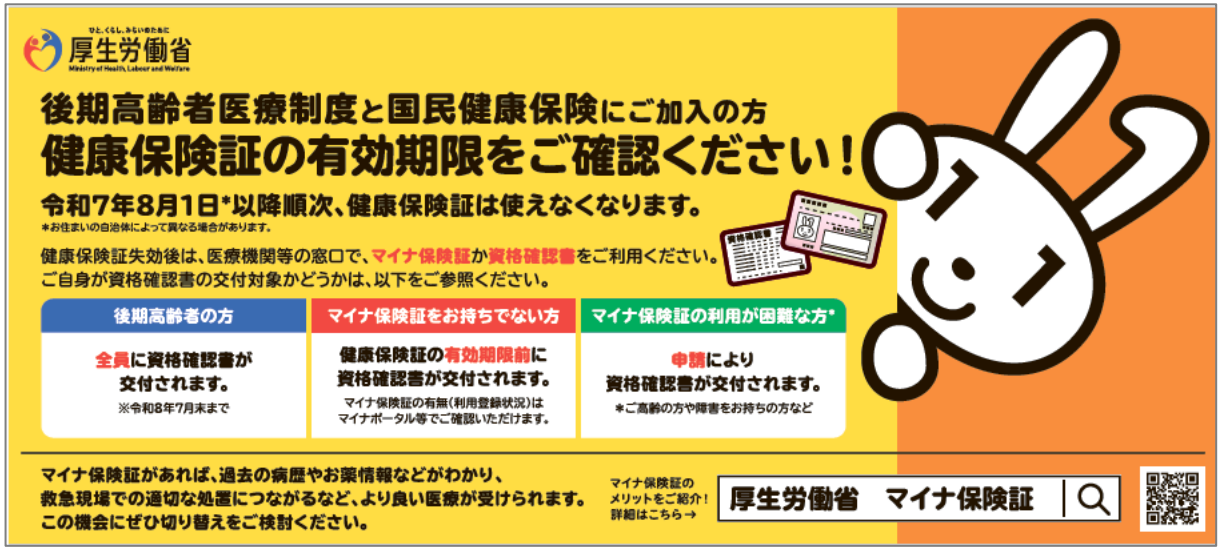

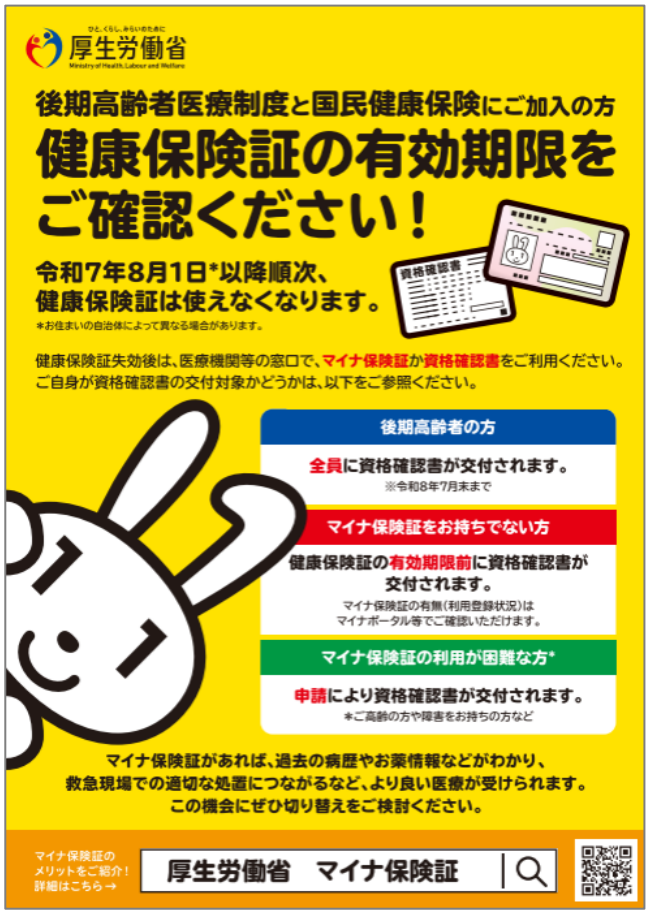

お問い合わせ先

オンライン資格確認に関する不明点等があれば、以下お問い合わせ先にお願いいたします。

問い合わせ先

1.　医療機関等向け総合ポータルサイト：
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index
※画面右下の「シカク君」がご質問にお答えします

医療機関等向け総合ポータルサイト二次元コード

2. オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
（月～金：8:00-18:00、 土：8:00-16:00　※いずれも祝日を除く）

3. オンライン資格確認等問合せフォーム：
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

オンライン資格確認等問い合わせフォーム二次元コード